

九州支部運営要綱

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本支部は、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（以下協会という）九州支部（以下支部という）という。

(事務局)

第2条 支部は、事務局を福岡市内に置く。

(事 業)

第3条 支部は、協会の定款に定める事業を行う。

第2章 会 員

(種 別)

第4条 支部の会員は、支部所管区域内に会員としての住所を有する協会の正会員とする。

(入 会)

第5条 支部所管区域内に住所を有する者が協会に入会したとき、若しくは協会の会員が登録住所を支部所管区域内へ移したときをもって支部へ入会する。

(資格の喪失)

第6条 支部の会員は、次の事由により資格を喪失する。

- (1) 協会の会員資格を喪失したとき
- (2) 支部所管区域外へ登録住所を移したとき

第3章 支部運営委員

(種別及び選任)

第7条 支部に次の支部運営委員を置く。

支部長	1名
副支部長	2名
運営委員	若干名

- 2 支部長及び副支部長は、支部正会員の中から、「九州支部・支部長・副支部長・選挙規程」にもとづく選挙により選出する。支部長は代議員であることを条件とする。
- 3 支部運営委員は公募し、応募したまたは他者から推薦された支部正会員の中から、支部長が副支部長の助言を勘案のうえ委嘱し、支部大会において承認する。

(職 務)

第8条 支部長は、支部を代表し支部業務を統括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐して支部業務を掌理し、支部長に事故あるとき又は支部長が

欠けたときは、予め指定された順序によりその職務を代行する。

- 3 運営委員は、協会の組織規程に定める各種運営委員会において、支部業務の執行に関する事項について審議し遂行する。

(任 期)

第9条 支部運営委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。但し、連続4期までとする。

- 2 補欠支部運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 支部運営委員は辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解 任)

第10条 支部運営委員は次の各号の一に該当するときは、支部運営委員の3分の2以上の議決をもって、任期中の当該支部運営委員を解任することができる。

- (1) 支部運営委員の心身に職務の執行に堪えない状況が認められたとき
 - (2) 職務上の義務違反その他支部運営委員たるにふさわしくないと認められたとき
- 2 前項第2号の規程により解任する場合は、当該支部運営委員にあらかじめ通知するとともに、当該支部運営委員に弁明の機会を与えなければならない。

(報 酬)

第11条 支部運営委員は無報酬とする。

第4章 会 議

(種 別)

第12条 支部の会議は、支部大会（以下大会という）及び運営委員会とし、大会は通常大会及び臨時大会とする。

(構 成)

第13条 大会は支部正会員をもって構成する。

- 2 運営委員会は、支部長、副支部長及び運営委員をもって構成する。

(機 能)

第14条 大会は、次の事項を決議又は承認する。

- (1) 前年度支部事業及び支部会計
 - (2) 本年度支部事業計画及び支部予算計画
 - (3) その他支部の運営に関する事項
- 2 運営委員会は支部の運営に関する重要事項を審議する。

(開 催)

第15条 通常大会は、毎年1回事業年度終了後3か月以内に開催する。

- 2 臨時大会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 運営委員会が必要と認めたとき
 - (2) 支部会員総数の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- 3 運営委員会は、原則として月1回開催する。
他に支部長が必要と認めたときは、臨時に開催する。

(召 集)

第16条 大会及び運営委員会は支部長が召集する。

(議 長)

第17条 大会の議長は、出席会員から選出する。
運営委員会の議長は支部長がつとめる。

(定足数)

第18条 大会にあつては構成員の3分の1以上の出席をもって成立する。

(記 録)

第19条 大会及び運営委員会については、次の事項を記載した記録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席した構成員の氏名
- (3) 審議事項
- (4) 審議の経過の概要

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第20条 支部の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本部からの交付金
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第21条 資産は、運営委員会の責任において運用し、支部長の責任下、会計担当者が管理する。

(経費の支弁)

第22条 支部の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第23条 支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第24条 支部の事業計画書及び収支予算書は、支部長が作成する。

(事業報告及び収支決算)

第25条 支部の事業報告書は、支部長が事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、本部へ報告する。

収支決算書及び財産目録は、支部長が事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、本部へ報告する。

(特別会計)

第26条 事業の遂行上必要ある時は、運営委員会の議決を得て、特別会計をもうけることができる。

第6章 雑 則

(細 則)

第27条 支部運営要綱の施行に必要な事項は、運営委員会の審議を経て細則として別に定めることができる。

(支部運営要綱の変更)

第28条 この支部運営要綱は、大会の審理を経ることにより変更することができる。

(解 散)

第29条 協会が解散することにより支部は解散する。

付 則

1. この運営要綱は、平成11年5月13日から施行し、平成11年4月1日から適用する。
2. 本支部設立当初の事業年度は、第23条の規定にかかわらず、支部設立の日に始まり、平成12年3月31日に終わる。

平成15年4月1日改定

平成18年4月1日改定

令和元年6月22日改定

2020年6月27日改訂